社会保障II　2024年10月30日（月）2限目 10:40 ～12：10 　講義室 304

【年金保険制度の沿革と概要】公的年金制度の目的、対象、給付内容、財源構成.第5章社会保障制度の体系　第3節　年金制度の概要　(1)年金制度の概要と沿革p.158-162

●リアクションペーパーII＃１

学科名　　　　　　　　　学年　　　　学生番号　　　　　　　氏名

この講義でわかったことなど、該当するものをチェックして下さい。（複数回答可能）。

１．日本の年金制度の概要・意義

□日本の年金制度は、日本国内に居住するすべての成人（20歳以上）が強制加入する国民年金（基礎年金）と被用者の多くが加入する厚生年金（報酬比例）の2階建て方式。

□支払った保険料に応じ高齢・障害・遺族になった場合に支給される所得保障制度。

□老後の所得を支える中核的役割で社会保障給付費の約半分を占める

□老齢や生活維持者の死亡などによる所得喪失の補填＋予想外の長寿・経済変動時の支え

□公的年金と私的年金（企業年金・個人年金）がある。

２.公的年金の特徴

□国家により強制加入義務が課さられ要件を満たした者に支給が行なわれる。

□長期・安定的に実質的価値を保障。若い時の就労収入で保険料を拠出、老後に受給する社会保険方式（賃金の後払い方式）。給付と負担の水準を同時に決定する制度設計

□社会的再分配：若い世代から老齢世代への世代間再分配、安定的な被用者集団⇒不安定な被用者・無業者への再分配

□老後の所得保障は公私の役割分担。公的年金＋個人貯蓄・就労継続・私的年金など

□国民年金（基礎年金）と厚生年金の2階建ての体系。日本国内に居住するすべての成人（20歳以上）が国民年金に加入、被用者（すべてではない）は厚生年金にも加入。

□国民年金の第1号被保険者（主に非被用者、保険料定額）、第２号被保険者（被用者、保険料は厚生年金と合わせて報酬比例）、第３号被保険者（被用者の被扶養配偶者、保険料は支払わなくて良い）

□国民年金の給付＝基礎年金（共通）、厚生年金加入者のみ厚生年金（報酬比例）

３．年金制度の沿革

□1941年労働者年金保険法（のちの厚生年金）が成立。

□1950年社会保障審議会「社会保障制度に関する勧告」（通称50年勧告）原則定額給付の単一年金制度。しかし、国民年金の創設は景気回復待ちで遅れる。

□1954年厚生年金法の改正。定額部分と報酬比例部分の2階建てとなる。

□1959年　国民年金法の制定1961 年４月「国民皆年金」が実現。

□1965年改正：1万円年金。1973（S48)年改正：５万円年金「福祉元年」厚生年金平均賃金の60％、国民年金の給付額も調整、賃金・物価スライド制の導入。1976年改正：厚生年金13万円年金、国民年金4万円年金

□1985年改正：2階建て方式の基礎年金を創設。

□1994年改正：基礎年金額の引き上げ、賃金スライド方式は名目賃金から手取り賃金に

□2000年年改正：現役世代の負担抑制＝拠出側の論理、給付総額2割削減・保険料抑制のため基礎年金国庫負担の引き上げ（３分の１から2分の１）。企業年金改革（確定給付企業年金DBと確定拠出年金DCの創設）。半額免除制度。

□2004年年改正：マクロ経済スライドの導入（p.171）

□2009年・2012年改正：基礎年金国庫負担2分の１の恒久化。非正規労働者への厚生年金適用の一部拡大。